入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年7月13日

支出負担行為担当官 防衛省大臣官房会計課 会計管理官 大塚 英司 (公 印 省 略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 標準図作成業務
- (2) 履行場所 東京都新宿区
- (3) 業務内容 本業務は、以下の業務を行う業務である。
- ・仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

なお、技術提案を求める評価テーマは、入札説明書による。

- (6) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務とする。
- (7) 本業務は、低価格入札による業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の義務付けを試行する対象業務である。詳細は、入札説明書による。
- (8) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (9) その他

ア 本業務は、資料提出及び入札等を紙入札方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)により行う業務である。

イ 本業務は、契約の一連の手続を紙契約方式で行う試行対象業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建

設コンサルタント(建築)」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争 参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生 手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定 後、再度級別の格付を受けていること。)。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格 確認資料(以下「技術資料」という。)提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成24年4月1日から 入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
 - ・同種業務:同種業務の実績は、国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した RC造で延べ面積2,500㎡以上の隊舎、宿舎に係る実施設計 業務
 - 類似業務:類似業務の実績は、RC造で延べ面積2,500㎡以上の寄宿舎、 共同住宅に係る実施設計業務

なお、当該実績が平成24年4月1日以降に契約した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点(総合点)又は評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除くこと。

- (6) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- (7) 防衛省大臣官房会計課が発注した業務のうち、令和2年度及び令和3年度に 完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以 上であること。
- (8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
 - ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件をすべて

満たす者である。

- (ア) 次のいずれかの資格を有する。
 - ・建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有するもの
- (イ) 平成24年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する者。
 - ・同種業務:(5)に示す同種業務
 - ・類似業務:(5)に示す類似業務

なお、当該経験が平成24年4月1日以降に契約した防衛省発注機関 (旧防衛施設局等を含む。)の業務に係るものにあっては、評定点が65 点未満のものを除く。

(ウ) 令和4年7月13日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が4億円未満かつ10件未満である。なお、令和4年7月13日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500 万円以上の業務をいう。

- (エ) 入札公告日の時点で申請者と3カ月以上の直接的な雇用関係がある。
- (9) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28. 3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (11)業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の 構成員が実施することとしている場合
- (12)情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。
- 3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の実績及び能力
- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ウその他
- エ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- オ 評価テーマに対する技術提案
- (2) 総合評価の方法
 - ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値(以下「評価値」という。)として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

価格評価点の満点は30点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点=30点×(1-入札価格/予定価格)

ウ 技術評価点の算出方法

上記(1)に掲げる評価項目ごとに評価を行い、以下のとおり技術評価点を 付与する。

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

- a 予定価格が1,000万円以下の業務の場合 技術評価点=60点× (上記(1)の評価項目ごとの得点合計/上記(1)の評価項目ごとの配点合計)
- b 予定価格が1,000万円を超える業務の場合 技術評価点=60点×{(上記(1)の評価項目ごとの得点の合計×履行確実性 度)/上記(1)の評価項目ごとの配点合計)}

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札し、入札価格が予 定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最 も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ

移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

本業務の監督及び検査にあたり、受注者より提出された「その他」、「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」の評価項目において評価した内容を満たしていることを確認する。

また、評価した内容の中で、当該検査において確認できないものがある場合、 技術の履行に関する部分については、業務完了後も引き続き履行する義務を有 するものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティ として、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-5366-3111 (内線20823)

FAX 03 - 5229 - 2138

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和4年7月13日から令和4年9月1日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、9時から18時まで。

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 全て、紙で交付を行う。

- (3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等
 - ア 提出期限 令和4年7月27日 18時00分
 - イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出 は認めない。
- (4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和4年8月29日 18時00分

- イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出 は認めない。
- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和4年9月1日
 - イ 場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階 入札室

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86 条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 4 (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11)予定価格が1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。
- (13)詳細は入札説明書による。